

感染症による登園停止について

幼稚園では、お子様が感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲の子どもたちへの感染防止のため、登園を遠慮していただいております。医師の診断や治療を受けられて、病気が治り、または軽快して、他の園児にうつすおそれが無くなりましたら、医師より裏面の[登園許可証]を記入してもらいお子様を登園させるようにしてください。

* 次の病名の際は、登園を遠慮していただきます。
医師より[登園許可証]を記入してもらってください。

感染症の区分	病名
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ ・麻疹（はしか） ・流行性耳下腺炎（おたふく） ・咽頭結膜炎（アデノウイルス） ・結核 ・百日咳 ・風疹（三日はしか） ・水痘（水ぼうそう）
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・流行性角結膜炎（はやり目） ・腸管出血性大腸菌（O-157、O-26など） ・急性出血性結膜炎 ・その他伝染病

* 次の病名の際は、症状が重い時や発生や流行の動向によって、医師による登園許可の判断が必要になる場合があります。登園するときに[登園許可証]の提出が必要か否かは医師の指示に従ってください。

感染症の区分	病名
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・溶連菌感染症 ・流行性嘔吐下痢症 ・ヘルパンギーナ ・マイコプラズマ肺炎 ・感染性胃腸炎 ・手足口病 ・伝
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・染性紅班（りんご病） ・ウイルス性肝炎 ・とびひ（伝染性膿痂疹） ・軟そく腫 ・RSウイルス ・アタマジラミ ・みずいぼ（伝染性

■上記の基準は『学校保健法施行規則』に準じています

専門医 様

現在、かかっている病気が治癒し、また軽快して、他の園児にうつす恐れがなくなりましたら、お手数でも保護者に幼稚園へ『登園してよい』という旨のご指導をお願いいたします。また、下記の『登園許可証』にご記入の上お願いいたします。

登園許可証

保護者記入欄

あさひ幼稚園 組 氏名

下記の感染症に罹患しましたが、本日の診察では集団生活に支障がないと認められますので、下記の期日より幼稚園に登園して差し支えありません。

病名 (主治医記入欄・・・該当に○をお願いします。)

感染症の区分	病 名
第2種	・インフルエンザ ・麻疹（はしか） ・流行性耳下腺炎（おたふく） ・咽頭結膜炎（アデノウイルス） ・結核 ・百日咳 ・風疹（三日はしか） ・水痘（水ぼうそう）
第3種	・流行性角結膜炎（はやり目） ・腸管出血性大腸菌（O-157、O-26など） ・その他伝染病 ・急性出血性結膜炎
第3種 その他	・溶連菌感染症 ・流行性嘔吐下痢症 ・ヘルパンギーナ ・マイコプラズマ肺炎 ・伝染性紅班（りんご病） ・ウイルス生肝炎 ・とびひ（伝染性膿痂疹） ・みずいぼ（伝染性軟そく腫） ・感染症胃腸炎 ・手足口 ・伝染性軟そく腫
	・()

*第3種その他の感染症について

上記の病気にかかり、症状が重い時やその時の発生、流行の大きさによって登園停止が望ましい場合は、保護者に説明の上、ご記入をお願いいたします。

登園しても良いと認められる月日 平成 年 月 日から

[

]

平成 年 月 日
医療機関名
医 師 名